

# 議会運営委員会

平成24年9月24日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫                      ○木澤 正男                      中川 靖広  
小野 隆雄                      飯高 昭二                      辻 善次  
嶋田 議長

## 2. 理事者出席者

総務部長      西本 喜一

## 3. 会議の書記

議会事務局長      藤原 伸宏                      同 係 長      安藤 容子

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、辻委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

本日の、会議録署名委員に、飯高委員、辻委員を指名いたします。

両委員には、よろしく願いをいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりでございます。

まず初めに、協議事項（1）平成24年第3回斑鳩町議会定例会について、①の付議議案の取扱いについてを議題といたします。

各委員会に付託いたしました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思えます。

各常任委員会に付託されました17議案のうち、総務常任委員会に付託されました陳情第5号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情については、賛否の討論があり、賛成多数で採択すべきものとして決しております。この他の付託議案につきましては、町長提案の14議案はすべて満場一致で可決、認定となり、陳情第3号と陳情第4号については、満場一致で趣旨採択となっております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決されますが、ここで討論の有無について確認をさせていただきたいと思えます。

ただ今申しあげましたとおり、陳情第5号に係る意見書については、討論になると思えますが、この他の議案で、皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになっておられている議案などがございましたら、議長次第にも関わりますので、あらかじめお聞かせをいただけたらと思えますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長 現在のところ、他に討論の予定はないものと確認をしておきます。  
なお、本会議における討論につきましては、従来どおり賛否の討論者は、それぞれ1名ずつとすることで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。お手元の追加日程表をご覧くださいと思います。追加日程1. 発議第6号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書については、総務常任委員会において、陳情第5号を採択したことに伴い、委員会発議により提出されるものです。

現在までに追加提案を予定されているものは、この1議案でございますが、この他に、議員皆さまのほうで提案等の予定をされているものはございますでしょうか。

( な し )

委員長 現在のところ議員提案の予定はないということで確認をしておきます。追加日程として上げさせていただく予定のものは以上ですが、これまでのところで質疑ご意見等ございましたら、お受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 ちょっと確認したいんですけども。討論が、緊急事態基本法の陳情の討論と、その意見書の討論と、順番的に言ったらどうなるんでしょうか。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 毎回、定例会にかけます陳情書の取り扱いと同様でございます。意見書を先に審議をいたします。追加上程をして審議をいたします。それで、意見書が採択をされれば陳情書については「みなし採択」、もし、否決されれば「みなし不採択」という形になります。

委員長 それでは、以上のように進めさせていただきますので、議長には進行方よろしく願いをいたします。

平成24年第3回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に(2)次期定例会の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りをいたしております日程案について、事務局から説明を願います。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、次期定例会の日程につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元にお配りをいたしております平成24年第4回斑鳩町議会定例会日程表(案)をご覧くださいと思います。

12月の第1月曜日となります3日(月)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、4日(火)、5日(水)を休会とし、6日(木)、7日(金)を一般質問としております。翌週の10日(月)には建設水道常任委員会、11日(火)に厚生常任委員会。12日(水)は休会。この日は農業委員会がございまして。13日(木)に総務常任委員会、14日(金)に予算決算常任委員会としております。そして17日(月)に議会運営委員会とし、2日間の休会日を取りまして、20日(木)を最終日とする案でございます。

なお、本年度の人事院勧告でございますが、8月8日に勧告がございまして、勧告の内容といたしましては、昇給・昇格制度の見直しが主なもので、月例給、ボーナスともに改定は見送られております。したがって、本年度につきましては、給与改定に伴います臨時議会の開催については、その必要がございませんので、あわせて報告をさせていただきます。

委員長 　ただ今、事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等あればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 　それでは、12月定例会の日程については、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで、委員会として確認をしておきたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　異議なしと認めます。12月定例会につきましては、予定ということで確認をしておきます。

総務部長のほうから何か報告しておくことはございますか。

西本総務部長。

総務部長 　特段ございません。

委員長 　それでは、総務部長には、他の公務もございますので、ここで退席していただくことにいたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

（ 午前9時6分 休憩 ）

（ 午前9時6分 再開 ）

委員長 　再開いたします。

次に、（3）議長諮問について、①議会改革と議員定数についてを議題といたします。

前回の委員会で、委員皆さまのご意見を再度まとめていただきたい旨お願いをしたところでございますが、本日は、あらためてご意見を願いたいと思います。

それでは、ご意見をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 委員さんから何も提出はないんですか。

委員長 はい。 小野委員。

小野委員 そしたらちょっと昨日ちょっととりまとめてね、今までの流れの中でちょっと走り書きしてきたのを読み上げさせてもらって、皆さんに今後の課題にしてもらえたらと思いますねけど。ちょっと時間いただいてよろしいですかね。

それではまず、貴重な皆さんの意見まとめていただいた、それをベースに私なりに少し考えてきたんですが、それを議員定数についてということで、まず最初させていただきたいなと思います。

議員定数についての意見ですけど、住民感情、他町の実情を考えるほか、また、住民も提起や議論にかかわりながら結論を出す方がいいと考える、とそのような意見もありましたが、これらの意見は私としては議会人としてまったくナンセンスではないかと、そのように思っております。なぜなら、議員の定数は、町村議会の根幹に触れる重要事項であるから、その変更は議会制民主主義と、民意反映の上から特に慎重を期すべきであり、どうしても変更しなければならない場合は、議員提案によるべきである。また、議会は住民の代表機関としての性格を有する合議体として議員が一同に会し、住民を代表しつつ、討論の課程を経て多元的な意思を統合し、町村の意思を決定するのにふさわしい規模、人数ですね、が必要であると、そのように考えています。斑鳩町議会は平成17年5月、当時の中西議長から町議会の財政健全化と議員定数についての諮問を受け、種々、議論、検討を加えてきました。また、平成18年3月議会最終日に議会運営委員全員の提出で当時の里川委員長が、議会での審議過程を住民の皆様にもご理解いただけるようにと、特に丁寧提案説明をして現行の定数15名と改正されております。その後、平成18年11月、議会の自主性、自立性の拡大と、議会の活性化をはかるため、自治法の一部が改正され、常任委員会における複数所属制限

が撤廃されたことを積極的に受け入れ、議会運営委員会で議論を重ねて、平成19年3月議会最終日に同じく議会運営委員会全員の提出で、委員会条例や会議規則等を改正し、また、議会内部に関わる規則、要綱等の改善を行っております。2年間にわたる議会運営委員会の審議には、もちろん住民感情や他町の実情についても考慮し、種々検討を加えられており、それらが加味された結論であります。さらに平成24年1月の生駒郡議会議員研修会でも、定数を考えるには、1つとして、議会は多様な意見を吸収し、さまざまな視点から議論する場であるがゆえに、相当の人数が必要であるという理解、2として、定数を削減することが、首長サイドのパワーセンターと並ぶ、もう1つのパワーセンターを成立させるという理解が必要である。その上で、講師の方から、委員会中心主義の議会では最少15名の議員が必要であるとの話もありました。また、議員報酬の削減とリンクして、健全な町財政のためには、議員自らが定数削減を率先してやっていかなければならないとの見方もありますが、議会費予算は一般会計のわずか1%強で推移しており、定数削減の理由にはあてはまらない、私はそのように考えております。特に議員必携の446ページで、議員定数削減を是とする風潮は議会制民主主義を危うくし、現行の常任委員会制度を中核とする議会運営を困難にするものであり、議会の存在意義を身をもって示すことにより、この流れを阻止するよう努力すると、このように提言されていることから、現行定数15名を堅持すべきと私は考えております。

次に議会改革についてですが、皆さんの意見を拝見しておりますと、まず正副議長・監査委員の任期についての意見はまったく認識不足と言わざるをえない。私は再度申し上げます。なぜなら議員必携の、この前も公表しましたが、444ページを読めば明白であります。また、広報委員会を特別委員会にとの意見は、その理由も不明であります。これも議員必携の168ページの特別委員会というところを読んでもらえばわかると思います。広報常任委員会は、以前は特別委員会として発足いたしております。それは常任委員会の数と、それから議員定数、先ほど、申し上げました1委員会しか所属できないという、自治法上のことで、あえて特別委員会としてやってきた、そういう経緯がありますので、そ

のように戻す理由は全く今はないと、私はそのように考えています。また、常任委員会の定数について、奇数にとの意見は、検討する必要があると思いますが、5名の委員については、今までの議論の中から、これは採用すべきではないし、検討すべきではないと思います。7名ということで、検討する余地はあると思います。以上のことから、その他の意見等を検討してみた結果、委員会条例等の改正素案を提起いたします。

その主なことにつきましては、予算決算常任委員会のちょっと不具合といえますか、いうことの意味もあつたと思いますので、まずその予算決算常任委員会をやめて、特別委員会で予算決算をやればという意見もありますが、私はせっかく5つの常任委員会で斑鳩町が5年間やっていますので、委員会条例の第2条に、名前とか、それらについては私の独断と偏見でいじっておりますが、一応読み上げてみます。2条を常任委員会の名称、委員定数及びその所管という第2条ですが、常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする、ただし委員は少なくとも2つの常任委員会に所属するものとするということで、現在は総務常任委員会、厚生常任委員会、建設水道常任委員会、予算決算常任委員会、広報発行常任委員会ということで、6、6、6、7、6という形で条例化されておりますが、この2条を、ひとつ、総務常任委員会6名、これはちょっと1名ほど増やさなければいけないのかなと思いますけども、一応6名ということで、総務部及び会計室の所管に関する事務。というのは、現在の教育委員会の所管という事務をこの総務委員会から除きます。その次に、これも仮称ですが、文教福祉常任委員会ということで6人、これは教育委員会及び住民生活部福祉課の所管に関する事務、こういう委員会をつくります。それから3番目として生活環境常任委員会6人、これは住民生活部、国保医療課、健康対策課、環境対策課、及び住民課の所管に関する事務ということで、住民生活部のほうから福祉課を除いた常任委員会ということで。それと建設水道常任委員会、これは現在のとまったく同じで、都市建設部及び上下水道部の所管に関する事務。それから、5番目に広報発行常任委員会6人、これもまったく同じで議会広報の編集、発行に関する事務。このような常任委員会を検討してみてはどうかと思っております。それで、まず、補正予算はそれぞ

れの常任委員会へ付託して以前と同じように、そのようにしていく。原課といいますか、そのように補正予算は審議していく。また、その中で、一般会計補正予算については、それぞれの原課で前もって議論し、理解を求めた上で、最終的に総務常任委員会へ付託という形、以前、5年前にとっていた、そのような形をとっていけばいいのではないかなと、そのように思います。

その中で先例と慣例の52ページ、35の変更が必要となってきます。これは、現在では一般会計、特別会計及び水道事業会計の予算及び決算は、予算決算常任委員会で行うとなっておりますが、私の案では予算決算常任委員会というのをなくしますので、以前のような形をとっていかなければいけないということになります。そうした中で、一般会計及び特別会計の予算決算の審査は、これも案として、5常任委員長及び議会運営委員長の委員6名で構成する特別委員会に付託するのが通例である。こうした場合に水道事業会計はどのようにすればいいのかなということもあるんですが、以前は建設水道常任委員会で審査した時もありますし、それから議選の監査委員さんが建水に所属している時は避けるということで、特別委員会を組んだこともあります。このことも議論しても、議選の監査委員さんが、その監査での意見、それをまた議会のほうで意見を同じように言うのはどうかなということから、回避をされたのかなと思うんですが、それもこれから議論して詰めていったらいいと思います。そうした中で先ほど委員会を7名ということも検討していこうかなということもあったんですが、7名で委員長の賛否、同数の場合の委員長採決という機会を与えようと、そういうことも考えられるんですが、なかなか、常任委員会を5つにすればどうしても6名がベースになってくるのかなと、そのように思いますので、それは皆さんで協議していただいたらいいと思います。

以上です。長くなりましたけれども、よろしく申し上げます。

委員長 他、ございませんか。 飯高委員。

飯高委員 議員定数のことについては、前回もお話しましたように、やはり今、

議員に対する、自らやほりの決断が必要になってくる、というのは、各議会においてはいろいろと議論があって、その検討もされているわけでございますけれども。うちの平成17年ですね、5月の27日、議会運営委員会におきましてですね、町議会の財政健全化と議員定数について議長より諮問された結果、最終的には1名、また7%の減ということでされていると。またその中において、発議者から、今後進んで積極的にそういった自覚を持ちながら、今後議員定数について進めていくという方向性が言われているわけですが。先ほどもお話ありましたように、やはり複数常任委員会が制定されて、やはりこの前の資料にもございますように、松田議員から、複数常任委員会が可能になった場合の協議素案が提出されているわけです。これは残念ながら中味が協議しないままに、終わったという状況になっておりますけれども、やはり、これから進めて行く上において、これを見る中において、やはり、いろいろと素案の中味を細かく見ますと、いろいろと提言されているわけですが、議員のそういった自らの可否を判断する仕組み、必要とされる議員の対応ということとから、いろいろその中に言われているわけなんですけれども。常任委員会のあり方についても提言されているわけですが、今回の複数常任委員会の現状で、やはり各議員さんからいただいたものを見ますと、先ほどの話にありましたけれども、予算決算常任委員会、これはやはり特別委員会か、そういう形でももっていった方向とかいうお話も出ております。委員会の構成をきちっとした中において、また議員定数を削減ですから、私は削減の方向で行くという方向でしているんですけれども。特にですね、やはり定数、人数で申しますと、13名が望ましいんじゃないかと。また、常任委員会の構成は6人ということであれば、またそれが可能になってくるんじゃないかとは思っているんです。

これからまた議論が進められる中におきましてですね、まずはこういった前の議員さんが残された、この討議素案と、やはりいろんな知恵を絞ってですね、これから進めて行くべきだなと、私は考えております。

以上です。

委員長

小野委員。

小野委員 今、飯高委員からそのような意見をいただきましたけれども、実は、松田委員、ちょうど中川議長の時に同じような諮問を受けまして、その時は私は議会運営委員長ということで、この諮問に対してもいろいろな議論を重ねてきました。委員皆さんからいろんな意見を聴取しまして、その中で、確かに松田委員から、るる説明不足でかかってきました。その中で飯高委員は議論されるだろうということで、解釈しておられますが、私としてはきちっと話をさせてもらって、委員とも理解をして進めていったと、そのように思っております。松田委員は、それに対してだいぶ委員長走るなとか、どうのこうのとかいうことも確かにあると思いますが、松田委員の13名とする素案を提起ということで、その中味また、こういうこと言ったら失礼ですけども、進んでいく形で、ただ、もうちょっと減らせ、減らせという形というように皆さんが考えられたと、そのように私は理解しております。それは先ほども申しあげましたけども、その議員必携の、定数削減することの風潮が議会の役目だというようなね、そういう風潮に流されている議員さん、そういう方がたくさんおられると、それは事実だと思います。だけど議会人である以上、議会運営をどのようにしていくのか、まさしくこの前の郡の議長会の講師の先生がおっしゃったように、なぜ議員を減らさなければいけないのか、その理由がね、まったく確立できていないと私は思います。この私どもの意見、徴集したときにも、そういう風潮の方がたくさんおられます。減らさなければいけない、住民感情から減らさなければいけない、減らして議会がどうなるんだと、皆さんの一番大事な議会がどうなるんだということを議論しなければいけない、そのように思います。だから、この当時、飯高委員は、議会運営委員会に入っておられなかったんだと思いますが、松田、ここの資料にこれ入れてもらってますけどもね、これもきちっと文書化して順序立てて提案していただきました。そして、何かそのないがしろにしたような感じで、今、考えてもらっているということに対しては、私はちょっと不満なんですけど、まあ、この後、もしないがしろにしているんだったら、松田委員は申し訳ないけど、委員会から出ておられるんじゃないかなと。以前にもそういうことを、委員長辞

められたという経緯もあるんです。議会運営委員会の中でね。だけど最後まで議論を重ねて行って、今の常任委員会の形についても、賛成いただいて、提出が15名ということも確認をしてやってきましたんで、この松田委員がおっしゃったことをもう一度やるというのだったら、私は飯高委員として13人の根拠、それをきちっと示してもらいたいと、そのように思います。

委員長 他、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 私もいろいろ前回皆さんから出していただいたご意見も聞く中でですけども、最終的にやっぱり前回申しあげた意見のとおりなんですけどもね。本来住民の声をきちっと議会に、町政に反映させていくということを考えますと、私はやっぱり議員の数というのはいかに越したことはない。ただまあ、無制限に増やすわけにもいかないですし、じゃあ何人が適正かということも難しいものであると思います。ただこの間、定数を減らせという声に対しては住民感情の中で聞かれるんですが、その点については前回ですね、定数を1減らして報酬を7%削減するというところで、住民感情も取り入れて更に経費も節減しようということで、私は取り組んできたものだというふうに考えております。そして、さらに感情的には、まだ削減せよという声が強いかと思いますが、これ以上減らしてしまうとやっぱり議会の権能というのが、今度低下してしまうのではないかなというふうに思います、むしろ、今の政治状況を考えますと、議会がその役割をきちっと果たしていくというためにはどうするべきなのかという、私たちの研鑽が必要だというふうに思っております、私はむやみに定数は減らすべきではないということで、15名を堅持するべきだというふうに考えています。

委員長 今、小野委員、また木澤委員は、やはり議会の構成のその立場を考えていくなかでは、15名を堅持していくべきであるという意見で、飯高委員のほうは住民感情とか、いろいろ考えるなかで、議員の定数は下げていかなければならない、両方の意見が出ています。他の委員さんのご

意見はどうですやろ。 辻委員。

辻委員 私も飯高委員のご意見と同様の意見を持っています。なかなか住民の声をどういうふうに反映していくということも、例えば議員は削減というのと、それを反論するだけの、今のところ、何もないということで、飯高委員は、この松田議員の、その審議過程も見つからない感じですけど、その辺で、今のところは飯高委員の言われているような定数で、私はいかなということだと思っています。

委員長 小野委員。

小野委員 あのね、私が言うているのはね、住民の要望というのと、住民のそれをどのように議会へ反映するかということとね、履き違えてもらったら困ると思うんです。住民はね、そら議員の数減らしてくれよと、そのように言われると思います。それに対して反論ができないと言うんですがね。そしたらなぜ13名とか、松田議員が提案しはった13名ということに対して、どういう根拠なんですか。例えば財政的についていうことでもよく言われます。だから、私先ほど言いましたようにね、一般会計の1.2%ほどなんです。その中を減らして、議員定数を減らして、副委員長が言うたようにね、その権能を、議会というものの権能を壊してまで、そういうことをせないかんのですか。そのことを私はしっかりと認識してください。委員として、やはり郡の議長会でも言っておられる言葉、意味をしっかりと考えてください。議会というものの重大さ、そやから、議会の人数は多ければ多いほどよろしいんです。だけど財政的なこともあるから、先ほど副委員長も申しあげたように、そのときも言うてます、数をね。もちろん松田委員もその時にこれを減らすことで提案されたんですが、やはりいろいろ議論していく中で、やはり15名が7必要だと、だから定数は前年度に条例改正したものは触らないでいこうと、そしたら権能を高めるためにはどうすればいいんだと、複数制をとろうと、理論立てて、そして順序立ててきている形なんです。いつでも、誰でも住民は議員はいらんがなと、簡単に言いますよ。私は議会人

違うかったら言いますよ。何をしてるんやというようなね。そのことで議会が自ら、人数を減らしてその議会の権能をなくしていくことが、私は皆さん選ばれてきた議員として、議会へ何のために来たということを、私は再度聞きたいです。それで13人でもやっておられるやんと、10人でも安堵町がやってるやんかと、だけど、失礼ながらそれは委員会中心主義で、委員会を重点的ににおいて、この前もいろいろ議論しましたけど、委員会からの発言も認められるようになってるんです。委員会ですぐだけの話をするんだと、皆さんのためにどんだけ苦勞するんだと、これをやっているんでね。だからこの機能をなくさないけません、13名になったら。そのこともありますので、15名が最低の人数だということで、決めていって、そして機能を高めるためにちょうど自治法も改正されたし、複数性を取り上げられるということでね、それを運営していったと。それをまだ、住民は、議員みたいなん何しているかわからん、よく言われるでしょ。こんなこと言ったら失礼やけど、職員も職員何しているかわからへんと、もっと議員さんしっかりしてくれとかいうこともよく聞きはるでしょ。そこをちゃんと説明するのが、私ら議員の役目ですから、その点を履き違えないでください。

委員長 他に、ご意見ありますか。 中川委員。

中川委員 小野委員の初めの意見というんですか、議員必携の内容も加味されて、まとめられた。私も同感するところは多々あります。ただ、私の場合は、今期の最初の一般質問で、各自治会が負担している電気代をもう全部町で負担してほしいというような要望に近い一般質問をさせていただきました。その中で電気代というのは、これから先、斑鳩町がある間、永遠に続くことなんで、今年度で終わる事業とかいう中味ではないので、ただ、その電気代を町の負担ではなく、議会も身を削ってというんですか、その点で言えば、減、それが1名でいいのか、2名でいいのか、その根拠はまだ考えてませんが、その電気代をぜひ出していただくために、減をしてでも電気代を町で持っていたきたい。という思いと、委員会の構成については、今の状態を大きくいらうことなく、予算決算常任委

員会だけをなくして、特別委員会を設置する、他の委員会は今までもおりの枠組みでええのかなと、今のところはそういう思いです。以上です。

委員長 小野委員。

小野委員 中川委員も、そのような地元っていうんですか、住民の要望ということで、提案されていた。それも議員であるから提案できるんです。仮にですよ、申し訳ないけど、私が19年度のときに失敗している、そういうことできないんですよ。だから住民の声を広く拾い上げられるためには、15名という今の形でやっていけば財政的にもそんだけ負担ないし、何も、その電気代も議員から負担する必要も一切ないと、私は思っています。それと今の予算決算常任委員会は、ちょっと扱いが難しかったのかなとか、実は、私が提案して、予算委員会を増やしたわけなんですけどもね。ちょっとこれをなくしてしまうという形と、それと、誰かが提案された7名、委員会を7人にすると。当時7人はちょっとだめだという意見を私は言っていたんです。というのは、本会議場での過半数ということですね。だけど、7人が過半数にはならないということですね、それで、その7人がそのまま賛成した場合とか、反対した場合でもちょうど同数になってしまって、7、7のときは議長が採決できると。だから、当時考えたのは、そんなんになってはいかん。6名以上6名以下という、6名という形をこだわっていきたくて。議長も仮に常任委員会に入っていく形で、7人というところもありましたけどもね。実質的には6名という形で、運営してもらおう。そして、まったく予算決算常任委員会をなくしてしまって、7人に増やしていくという考え方もあると思います。ただ、私はなぜ教育委員会を独立させて、しかも、その住民福祉課と一緒にしようというのは、やはり、総務常任委員会の中で、教育委員会でのいろんな議論というのはね、やはりちょっと少なくなってきたんじゃないかなという気もしますし、また、保育所と幼稚園、それらのことも福祉課と合体することによってね、以前、水道を厚生から抜きだして建設水道常任委員会常任会にしたと。そういうときの背景を考えていってね、

やはりあまり固定するのではなくて、いろいろ議論を活発にするためにもね、そういう委員会があってもいいんじゃないかなと、そのように考えましたので、そうすることによって、今度、逆に今先行していってもらってもいろいろ苦労して、先行をしてもらっておる、それは触らなくても結構だと思います。仮に、予算決算常任委員会をなくして、7人の委員会で4つの常任委員会にした時に、また、いろいろ役員改選の時に、いろいろまた考えてももらわなあかんこともあるのかなと、そのようにも思ったんで、いろいろ工夫してもらって、役員を決めてもらっている、あの形が同じ形でというような横着を考えたわけなんですけどね。そのこともいろいろみんなで議論してもらったらいいと思います。

委員長 今、いろいろ意見を言っていたいてるところでございますけども、調整をとりたいんで、暫時休憩させていただきます。

( 午前9時42分 休憩 )

( 午前9時52分 再開 )

委員長 再開いたします。

先ほどいろいろ議論いただきまして、議員定数等につきましては、いろいろな意見がございますんで、次の全員協議会のなかで各議員皆さまのご意見を、また今回の文書で出していただくという形をお願いをしたいと思います。それと、委員会構成等につきましても、今のいろいろご意見をいただきましたんで、それにつきましてもまた次の委員会のほうで改めて協議をささせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、②長期欠席議員の議員報酬等の支給についてを議題といたします。

前回の委員会で、議員報酬等の減額については、職員に合わせてはどうかとご意見をいただきましたので、まず、町職員が病休・休職した場合の給与の支給方法について、説明を受けることといたします。

事務局の説明をお願いいたします。 藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、斑鳩町の一般職の職員の傷病等による休暇又は休職者の給与の取扱いにつきましてご説明させていただきます。

お手元に資料をお配りしておりますので、それをご覧いただきたいと思います。

斑鳩町の一般職の職員が傷病等により職務につくことができなくなった場合、まず90日間の病気休暇をもって対応いたします。この場合につきましては、給料、期末勤勉手当ともに全額支給となります。

次に、この90日を超えて勤務できないときは、休職扱いとなり、最長1年間はこの取扱いとなります。この場合、給料については、80%支給で、期末手当については、休職期間の2分の1を控除した期間を在職期間としてその下の区分に応じて支給をされます。勤勉手当につきましては、6月と12月に支給されますが、それぞれ、6月1日と12月1日を基準日として、その前6か月間、例えば6月支給ですと、12月1日から5月31日までの6か月の間で、その勤務の状況に応じて取り扱い方が異なっております。もう少し具体的に申しあげますと、その欄の一番下に書いておりますように、この6か月のうちで2か月以内休職の場合は100分の80の支給、2か月を超える場合は、100分の60の支給となります。

また、勤勉手当ですけれども、これは期末手当と取扱い方が異なり、まず、基準日において休職の場合は支給されません。また、基準日に復職しておりましたも、基準日前6か月の休職期間を除いた在職期間に応じてそれぞれ減額支給をされることとなっております。

次に、休職期間の1年を超える場合については、給料、期末勤勉手当はすべて支給をされなくなります。ただし、この無給休職の場合については、共済組合より傷病手当金が1年6か月の間だけ、勤務日1日につき、給料月額 $\frac{2}{2}$ 分の1を給料日額として、その100分の80が支給をされます。これにつきましては、月により休日の日数により勤務日数が異なりますことから、本年の例で申し上げますと、支給額の多い月では、給料の83.6パーセントの支給となり、少ない月では、給料の69パーセントの支給となっております。ちなみに、平成24年の1年

間で平均いたしますと、給料の75.15パーセントの支給となっております。

以上、簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。

委員長 説明を受けましたので、ただ今の説明に対する質疑、あるいは、ご意見等がございましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この職員さんの資料やから、勤勉手当やけど、議員は勤勉手当関係ないねんな。そこへ向けて、給料とこの期末手当の、この割合っていうのか、他の自治体でやっている例で、だいたいこれに合っているようなんってあったんかな、これに近いっていうのか、まったく一緒でもええし。それともう1点は、町長、副町長、教育長、特別職もこれに適用するのかな。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 まず他市町村の例で申しあげますと、団体の中には、報酬額について80%支給というふうにされているところもございます。ただ、期末勤勉手当については、具体的な数字として合致しておるところはございませんでした。ただこのいわゆる期間の長さに応じて、支給率を変えていくということは、よそではやっておられます。それとちょっと申し訳ございません。特別職につきましては、ちょっと把握しておりませんので、申し訳ございません。

中川委員 議会議員というのは、非常勤の特別職いう取り扱いやと思うねんけど、斑鳩町の中でいったら。だから同じ非常勤の特別職と、常勤の特別職の違いはあるけど、特別職の人の取扱いはどうなんかなって、ちょっと今思ってしまったから、またそれも分かったらいっぺん聞かせてほしいなと思うねんけど。

委員長 確認だけしてもらいますので、暫時休憩します。

( 午前10時00分 休憩 )

( 午前10時01分 再開 )

委員長 再開します。10時15分まで休憩いたします。

( 午前10時01分 休憩 )

( 午前10時15分 再開 )

委員長 再開いたします。

先ほど中川委員のほうからご意見ございました特別職の件について、局長から説明願います。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 申し訳ございません。今回の話では、町長等につきましては休職等の分限処分ということがございません。そういったことで、同じようには取り扱いになっておりません。ただ、今現在、条例をかなり読み込まなければわかりませんので、正確な答えにつきましては、できれば次回の委員会でご報告させていただきたいと思えます。

中川委員 副町長、教育長もいっしょ。

事務局長 はい。

委員長 今、局長のほうから報告があったとおりでございますので、次回、その関係については報告していただくということで。

それはそれで置いておいて、今の状態で、ちょっと、この辺の関係をある程度議論していただきたいなと思えますけれども。

小野委員 いままでこれ、ずっと順を追ってやってきていますのでね、期末手当とか、それらについては条例化するねから必要かなとは思いますがね。今回これらを条例化していこうとした目的というたら、やはり議会を休

んでいても100%報酬もろうてるんかとか、それこそ住民感情ですね。で、元々、私らのは、時間給では計算できないような報酬ですので。ただ、そういう病気とか、それとか、いろんなサボタージュで休んでるんやと、そういうことで、議員仲間として、やはり倫理の問題も絡みますけど、そらいかんやろうということで、何か月間そうして議会に出席できなかったら、減額してるという、それらを示すためのものですので、できれば、言葉はちょっと適当やない、簡単な何か、そういう条例でいいんじゃないかなと。あんまり細かいとこまで突っ込んで条例化してしまったら、今度運用するときにもた複雑に解釈しなければいけない、今、局長も常勤の特別職の条例を読み込まなければいけないという、ちょっと言葉もありますしね。あんまり複雑な条例じゃなくて、何か月休んだら何ぼ減額されてますよと、そういうもんで、私はいんじゃないかと、住民感情に対しての対応という形でいいんじゃないかなと思いますので、あんまり細かいとこまで突っ込んでいく必要ないんじゃないかなと思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

委員長 中川委員。

中川委員 これ給料の80%ということは、議員で言うたら、1点何か月とかいう計算の仕方するから、報酬が8割やねやったら、期末手当も普通にもらうより8掛けになるねやろうな。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 期末勤勉手当の計算の根拠となる給与につきましては、減額後ではなくて、元の本俸でございます。

委員長 他、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 前回の議論の経過からすると、その1年未満をどうするかというのと、1年経った段階でどうするか。あと、通常の報酬と、あと期末手当をど

うするかという4つの区分ていいますか、議論の段階があったのかなというふうに思うんですけども。報酬につきましては、基本的には職員さんと同じような形態にするのか、もしくは民間が70%という意見があったので、その1年未満については80%にするか、70%にするか。というのと、1年経った段階で、もう前回は支給しないようにするべきではないかという意見があったかなというふうに思うんです。だから、報酬について、私は今、職員さんと同じ80%で、まあ1年経った段階でもう支給しないという方向がいいのかなとちょっと思っているんですけども。あと期末手当につきましては、これも6か月ごとに支給されるものですんで、最初の6か月以内のときは80%、さらに半年たって1年未満のところでは何%にするか。また期末手当についても、もう1年経ってしまったらもうゼロにすると、ちょっと今の段階だと、そのくらいのことでは構想してあるんですけども。また他の委員さんの意見もお聞きいただければなど。

委員長 今、木澤委員のほうからそういう意見いただいておりますけれども、この考え方もあんまり細かいところまで入って行って決めていくのも、また次の取り扱いのときに難しい問題も出てくるように思いますので、今、木澤委員言われたような形で、形は粗い形になっておりますけれども、一番、取り扱いやすいのではないかとこのように思いますけれども。

辻委員。

辻委員 今、木澤委員、1年以上全額なしやということより、ちょっとこう、1年以上でもゼロにするのは、報酬は、期末手当はもう別として、報酬は何ほか保証、保証やなしに、50にするのか、やっぱりそれはやっぱり休む気持ち、いろいろ病気でするのにゼロにするのは難しいかなというので。できたら1年以上を何ほか残すと、残すって50ぐらいか、そのへんを、職員でも共済から何ほか見てもらえますので、そのへんもちょっとこうしてもらえたなど。あと、ボーナス、賞与については、木澤委員言われたように、半年、こら出た勤勉の、勤勉やなしに、その1年間の手当やから、そらもう、6か月以上減額、1年未満ゼロにするのか、

そのへんもありますけれども、そのへん1年以上になったらゼロでもかまいませんけど。報酬だけは何ぼかのけといたほうがええのかなというような、思っております。以上です。

小野委員 私も、今、辻委員のような感じで、パーセンテージはいろいろ考え方あると思うんで、お願いしたいなと思います。それとあと、副委員長からいろいろ出してもらってますので、できましたらもう今、辻委員の意見とか、他の委員の意見をまとめて、委員長おっしゃるとおりもう簡単な条例化でいいと私も思っていますので、できたら、次回までに正副委員長でまとめてもらって、表にしてもらって、この場に出してもらってという方法はどうでしょう。

委員長 そのまとめさせてもらうのはよろしいねけれども、今、木澤委員は1年以降はもうゼロ、今、辻委員のほうからは何%という形で出てますので、そのへん。順番にもう聞かしていってもろうたらええのかなと思いますねんけどね。 中川委員。

中川委員 私の考え方で申しあげましたら、1年未満は職員さんと同様の80、期末手当については、半年以内は80で、半年から1年未満は60、2年目以降は、報酬が50%、期末手当は1年以上の者はゼロ。

委員長 飯高委員。

飯高委員 中川委員の今答えられたことと同様なんですけれども、ただ、報酬の1年以上ゼロ、今、辻委員さん言われたように何ぼか考慮すると、やはり1年以上経つと、なかなかできてないというか、住民の方にとっては、やはり活動できていないのということが感情として出てくるのかなと。そういうことに対して、やはり、きっぱりゼロであるということをするほうがいいのかと、私はそういう考え方はすけれども、あとは中川委員といっしょです。

委員長 1年以上であれば、ゼロということですね。

飯高委員 はい。

委員長 わかりました。 小野委員。

小野委員 議員というのは、住民の選挙で選ばれた職業、職業言うたらいかんかな、地位ですので、その人に報酬を、いくら議員活動ができてないとか、そういう表現はちょっと避けてもらいたい。議員活動ができていないか、できていないかは、皆さんが判断するものであって、病気で議会へ出てこられないねけど、議員であることに対しては間違いないんですから。やはり1年以上、例えば議員活動ができてないからゼロということは、私は、議員ではないと認めたようなことにもなりますので、それは、先ほど辻委員が何%か、いろいろ迷ってましたけれども、私は50ぐらいで残すということが妥当と、そのように思います。

木澤委員 私も、最初1年以上報酬ゼロというふうに言いましたけれども、辻委員とか小野委員の意見を聞かせてもらうなかで、本人さん、辞職しようと思ったらできますので、残すほうがいいのかというふうには思いません。また、そのへんは。

委員長 今、個々にいろんな意見聞かせていただきましたけれども、このことについて、また正副委員長で今の意見をある程度とりまとめさせていただいて、次回に提出させていただきたいということで、よろしく願いいたします。

それでは続いて、最後の項目であります刑事事件により逮捕・拘留された場合の取扱いについて、協議をしたいと思います。

ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 逮捕されても、実際は無罪やったということもありますので、刑が起訴になった、不起訴で終わった、起訴されてから、日からゼロというこ

とで、起訴後ゼロという考え方でええんかなと思いますねけど。私はそういうように思います。

委員長　　せやから、起訴されて無罪が確定した場合は、処分は差し止めという形でええと思いますねんけども。それを取り消すということで。せやから、はじめは確定するまではわからへんよってに、どうなっていくかわからへんから、一応、手続きはおっていっておいて。冤罪の場合ですね。

中川委員　　その分まとめてボンと出せるのか。

委員長　　休憩します。

（ 午前10時30分 休憩 ）

（ 午前10時33分 再開 ）

委員長　　再開いたします。

それでは、刑事事件の被疑者又は被告として逮捕拘留されたときは、議員報酬等の支給を一時差し止めし、有罪判決が確定したときには、議員報酬等を支給しないこと。また、不起訴処分または無罪判決が確定したときは一時差し止めを取り消すことといたします。

それでよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長　　以上で、主な検討項目については、皆様のご意見がまとまりましたので、次回までに、条例案骨子にまとめまして、できれば今後の議論の叩き台となる条例素案を事務局のほうで作成をしていただき、次回、ご検討をお願いしたいと思います。

議長諮問については、以上で終わらせていただきます。

次に、（４）議会の先進地視察についてを議題といたします。既にご承知のとおり、10月28日、29日に飯島町へ議会全体で視察を実施

いたします。実施内容につきましては、前回の委員会で局長から説明のあった内容と変わりはありません。詳細につきましては、今後、飯島町議会と詰めていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、議会全体の視察につきましては、行政視察等派遣に関する要綱第10条第2項の規定により、議会運営委員会が計画書を作成し提出することとなっております。つきましては、お手元の先進地視察計画書のとおり提出したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。 中川委員。

中川委員 前回の委員会でも申しあげましたと思うんですが、私、例月監査の都合でこの日は欠席させていただきますので、よろしくお願ひします。

委員長 飯島町の視察について、中川委員のほうが公務と重なりますので、出席できないということでございます。

他、何かございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり、手続きをとっていただきますようお取り計らいをお願ひいたします。次に、(5)参加派遣計画書についてを議題といたします。

お手元に参加派遣計画書案をお配りしておりますので、これについて事務局から説明を願ひます。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、お手元にお配りをしております参加派遣計画書をごらんいただきたくと思ひます。

初日の全員協議会でも議長からお話ございましたように、10月30日(火)、三郷町図書館において生駒郡町村議会議長会の議員研修会

が開催をされます。全議員のご参加をお願いいたします。

研修会の内容でございますけれども、裏面をごらんいただきたいと思います。テーマといたしまして「時代の転換期を見つめる、流動化する日本政治の行方」と題しまして、政治アナリストの伊藤惇夫氏に講演をいただくことになっております。講師のプロフィールでございますけれども、田中角栄氏が自民党総裁をしていたときに自民党事務局に勤務し、新進党を経て、太陽党、民政党、民主党の事務局長を務められた方で、新党結成に関わられた方でございます。

なお、この研修会につきましては、午後1時30分からの開催となりますけれども、1時間30分程度講演をお聞きいたしまして、その終了後、奈良県消防広域化協議会の向井事務局長をお招きし、奈良県の消防広域化についての勉強会が開催をされますので、あわせてご報告をさせていただきます。以上です。

委員長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質疑、ご意見等がございましたらお受けいたします。中川委員。

中川委員 　今の広域化は、生駒郡のこの議員、全部ですか。

委員長 　藤原議会事務局長。

議会事務局長 　はい、引き続きということでございますので、同じ内容でございます。

委員長 　他ございませんか。

( な し )

委員長 　生駒郡議長会主催の議員研修会への参加については、お手元の参加派遣計画書のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長には、議員派遣の手続きをとっていただきますようお願いをいたします。

協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他についてを議題といたします。

何か、ご意見等ございましたらお受けいたします。 木澤委員

木澤委員 先日の総務委員会で、付託になった陳情の件なんですが、陳情については賛否になりまして、その後、委員会で発議をするのかどうかというところで、意見がいろいろ別れまして、そのことについて、今後すべての委員会にも関わってくる案件ですし、議論するんだったら、この議会運営委員会かなというふうにも思いますので、今後そのことについて議論をしていくということでテーマにあげていただきたいなというふうに思うんです。今回、私も委員会発議をすることに対して、討論の申し出をしまして、討論するべきではないかなというふうには思っているんですが、そのことを議論するのに私もいろいろ調べたいこともありますので、できましたら、次回の会議のテーマに上げていただければなと思いますので、お願いをいたします。

委員長 今、副委員長のほうから、委員会発議のあり方についての検討の申し出がございましたが、この件につきましては、委員皆さまのほうで、それぞれご検討をいただき、次回の委員会で議題として取り上げ、ご協議いただきたいと思いますと思いますが、そういうふうに取り扱いさせていただいてよろしいでしょうか。 小野委員。

小野委員 私は総務委員会にいて、いろいろそのときも意見を言わせてもらいましたし、総務委員会に参加しておられない議運の委員さんは、内容的にもわかりにくいかなと思いますので、ちょっとかいつまんで言うてもらって、それで各委員さん休憩してもらって。

委員長 暫時休憩します。

( 午前10時42分 休憩 )

( 午前10時45分 再開 )

委員長 再開いたします。それでは、この件につきましては、次回の議会運営委員会でご検討いただきたいと思います。

他に、ございませんか。

( な し )

委員長 他にないようですので、継続審査についてお諮りをいたします。

継続審査につきましては、お手元にお配りをしておりますように、閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

議長のほうから報告等ございますか。

( な し )

委員長 事務局から報告等しておくことはありませんか。

藤原議会事務局長。

議会事務 1点だけ報告をさせていただきます。

局長 今国会におきまして、地方自治法の一部改正法が8月29日に成立し、9月5日に公布をされたところでございます。今回の改正につきましては、地方分権の観点からの改正、それと阿久根市の一連の騒動の反省に

たって見直しがされており、地方議会制度、また議会と長の関係について改正がされております。具体的に申し上げますと、通年議会ができる旨の明文化でありますとか、議長の臨時会招集請求に対し長が臨時会を招集しないときは、議長が臨時会を招集することができるということで召集権の付与。また、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の規定が一つの条文にまとめられて、委員の選任方法や在任期間等について条例委任されたことなど、多くの重要な改正がされております。ただ、このように議会制度に係る改正がいろいろとされておりますものの、今直ぐに斑鳩町議会関係の条例、規則等の改正を必要とするものはございませんので、この議会運営委員会では、地方自治法が改正された旨のご報告だけをさせていただきまして、改正内容の詳しいご説明につきましては、最終日の全員協議会であわせてご説明させていただくということで、ご了承をお願いいたします。

なお、現在、全国議長会のほうで標準会議規則の見直し作業が行われておりまして、これが送られてまいりましたら、また、議会運営委員会にも提出をさせていただき、ご検討をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

委員長

それでは、その他についても以上で終わります。

以上を持ちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

( 午前10時48分閉会 )